

## 宇和島地区広域事務組合議会規則公布第1号

宇和島地区広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月28日

宇和島地区広域事務組合議会

議長 石崎大樹

## 宇和島地区広域事務組合議会規則第1号

宇和島地区広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和4年2月28日

宇和島地区広域事務組合  
議長 石崎 大樹

### 宇和島地区広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合議会会議規則（平成27年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第58条を次のように改める。

（電子表決システム等による表決）

第58条 議長は、表決をとろうとするときは、電子表決システムにより賛成又は反対のボタンを押させ、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。ただし、議長が必要と認めるときは、起立又は挙手等の方法により表決をとることができる。

2 前項本文の規定による宣告を行った場合において、賛成又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

3 議長が起立又は挙手等の議員の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

第64条第2項中「、起立の方法で表決をとらなければならない。」を「、電子表決システムにより賛成又は反対のボタンを押させ、表決をとらなければならない。」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。